

長野県マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、長野県知事（以下「知事」という。）が行う管理計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び省令に定めるところによる。

(認定の申請)

第3条 法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請（以下、「認定申請」という。）をする者は、省令別記様式第1号による申請書に、省令第1条の2第1項各号に掲げる書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、知事に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

2 前項において、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センター（以下、「センター」という。）から法第5条の4各号（第4号においてはマンション管理適正化指針に限る。）に掲げる基準に適合することを証する書面の交付を受けている場合は、添付書類に代えることができる。

(認定の更新)

第4条 法第5条の6の規定による更新の申請（以下、「認定更新申請」という。）をする者は、省令別記様式第1号の3による申請書に、添付書類を添えて、知事に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(認定を受けた計画の変更)

第5条 法第5条の7の規定による認定を受けた管理計画の変更の申請（以下、「変更認定申請」という。）をする者は、省令別記様式第1号の5による申請書に、変更に係る添付書類を添えて、知事に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第6条 知事は、認定申請、認定更新申請又は変更認定申請（以下、「認定申請等」という。）が、法第5条の4に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書（様式第1号）により、認定申請等をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 認定申請等をした者は、知事の認定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、取下げ届（様式第2号）により、知事に届け出るものとする。

2 申請を取り下げた場合、認定申請等に係る手数料は返還しない。

(軽微な変更)

第8条 認定管理者等は、省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式第3号)に、変更に係る添付書類を添えて、知事に正本1通及び副本1通を提出することができる。

(報告書の徴収)

第9条 知事は、法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告を求める場合、管理状況報告依頼書(様式第4号)により認定管理者等へ通知をしなければならない。

2 認定管理者等は、前項の規定により報告を求められたときは、管理状況報告書(様式第5号)により知事に報告をしなければならない。

(管理の取りやめ)

第10条 認定管理者等は、管理計画認定マンションについて法第5条の10第1項第2号の規定による管理を取りやめる旨の申し出をする場合は、取りやめ申出書(様式第6号)により、知事に申し出るものとする。

(管理計画の認定の取消し)

第11条 知事は、法第5条の10第1項の規定により認定の取消しをする場合は、認定取消通知書(様式第7号)により、当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

(認定管理計画の公表)

第12条 認定申請等をする者が、認定を受けた際の公表に同意した場合は、知事はセンターと連携して、当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地、管理計画認定日及び知事が付与する認定コードを公表することができる。

(手数料)

第13条 認定申請等にかかる手数料は、別途長野県手数料徴収条例にて定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、管理計画の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

長野県知事 印

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3（第5条の6第2項又は第5条の7第2項の規定により準用される同法第5条の3）第1項の規定により申請のあった下記1から4に掲げる管理計画について、下記5の理由により認定をしないことを通知します。

記

- 1 管理計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 管理計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長野県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第2号（第7条関係）

取 下 げ 届

年 月 日

長野県知事 様

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

次の管理計画の認定申請等を取り下げたいので、長野県マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱第7条の規定により届け出ます。

1. 申請年月日

- 認定申請 年 月 日
 認定更新申請 年 月 日
 変更認定申請 年 月 日

2. 申請に係るマンションの名称

3. 申請に係るマンションの位置

4. 取下げの理由

様式3号（第8条関係）

認定管理計画に係る軽微な変更届

年 月 日

長野県知事 様

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の9に掲げる軽微な変更をしましたので、長野県マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1 軽微な変更を届け出る管理計画の認定年月日
年 月 日

2 軽微な変更を届け出る管理計画の認定コード

3 マンションの名称

4 マンションの所在地

5 変更内容

- 注) 1 変更の認定や更新の認定を受けた場合、直近の認定年月日・認定コードを記載すること。
2 認定申請等の申請書の添付書類のうち、変更に係るものを添付すること。
3 省令第1条の9に掲げる軽微な変更該当しない管理計画の変更の場合は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7の規定に基づき、変更認定申請を行うこと。

様式第4号（第9条関係）

管理状況報告依頼書

第 号
年 月 日

様

長野県知事 印

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、下記の認定マンションに係る管理状況の報告を求めます。

記

1. 認定マンションの名称
2. 認定マンションの所在地
3. 認定年月日
4. 認定コード
5. 報告を求める事項

注) 報告の内容に関する必要な書類を添付すること。

様式第5号（第9条関係）

管 理 状 況 報 告 書

年 月 日

長野県知事 様

住所（又は主たる事務所の所在地）

報告者（認定管理者等）

連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、
年 月 日付建住第 号により報告を求められた事項について、次のとおり報告します。

1. 報告を求められた事項（管理状況報告依頼書に記載された内容を転記）

2. 管理の状況

注）報告の内容に関する必要な書類を添付すること。

様式第6号（第10条関係）

管 理 取 り や め 申 出 書

年 月 日

長野県知事 様

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

次の認定管理計画に基づく管理認定マンションの管理を取りやめたいので、長野県マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱第10条の規定により申し出ます。

1. 認定マンションの名称

2. 認定マンションの所在地

3. 認定年月日

4. 認定コード

5. 取りやめの理由

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

長野県知事 印

下記の認定を受けた管理計画について、下記5の理由によりその認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

1. 認定マンションの名称
2. 認定マンションの所在地
3. 認定年月日
4. 認定コード
5. 理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長野県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。